

指導監査改善報告書

法人名：(福)豊中きらら福祉会

項目	指摘事項	改善時期 (改善完了時期)	改善状況
本部運営	<p>(公印管理規程について)</p> <p>公印である法人及び各事業所で使用している銀行印が、公印管理規程に規定されておらず、また、公印台帳にも登録されていないので、使用しているすべての銀行印を公印管理規程に規定し、公印台帳に登録すること。</p> <p>【根拠法令等：公印管理規程第2条、第3条】</p> <p style="text-align: right;">【添付資料：要①】</p>	平成28年 12月2日	<p>(公印管理規程について)</p> <p>次回理事会(12月2日)において、公印管理規程の第2条、第3条の変更の承認を頂き、使用している全ての銀行印を別紙のとおり、公印管理規程に規定し、公印台帳に登録します。</p>
本部運営	<p>(定款の公表について)</p> <p>現況報告書、貸借対照表等は事務所に備え付け、閲覧に供し、また、インターネットでの公表を行っているが、平成28年4月1日改正の社会福祉法では定款も閲覧及びインターネットでの公表が義務付けられているので、定款も閲覧に供し、インターネットでの公表を行うこと。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第59条の2】</p>	平成28年 11月中	<p>(定款の公表について)</p> <p>現況報告書、貸借対照表など決算書類と同じように定款も事務所玄関に置き、閲覧できるようにしました。又、現況報告書、貸借対照表など決算書類と、定款も同じように豊中きらら福祉会のホームページに11月中に公表いたします。</p>

注：この報告書には、下記のとおり、改善状況の内容が確認できる書類等を添付してください。

【添付資料：要①】改正された公印管理規程の写し又は改正案。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：（福）豊中きらら福祉会

項目	指摘内容	改善時期	改善内容
本部会計	<p>(経理規程について)</p> <p>経理規程第4条において、別紙1に規定する財務諸表等について「事業区分が社会福祉事業のみの法人は、第1号の2様式、第2号の2様式及び第3号の2様式の作成を省略できる。」「障害福祉サービスを実施する拠点は、別紙4を作成するものとし、別紙3の作成を省略することができる。」と規定しているが、法人は省略せず作成されているので、経理規程において、作成する財務諸表を明確にすること。なお、作成を省略する財務諸表がある場合は、財務諸表の注記にその旨を記載すること。</p> <p>また、法人が作成した財務諸表と注記の作成する財務諸表の記載とが相違しているので、整合を図ること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」1(4)、3、7、平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」25(2)ウ】</p> <p>【添付資料：要②】</p>	12月2日	<p>経理規程第4条の別紙1の第1号2様式、第2号2様式、第3号の2様式を別紙のとおり省略し、財務諸表を明確にしたものを12月2日の理事会に諮り、経理規程の変更の承認を得ます。</p> <p>承認され次第、その旨を記載した注記を作成します。</p> <p>又、法人が作成した財務諸表と注記の作成する財務諸表の記載について、整合を図ります。</p>

注：この報告書には、下記のとおり、改善状況の内容が確認できる書類等を添付してください。

【添付資料：要②】 改正された経理規程の写し又は改正案。

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告書

法人名：(福)豊中きらら福祉会

項目	指摘内容	改善期限 (要改善時期)	改善状況
本部会計	<p>(附属明細書について)</p> <p>社会福祉法人会計基準で作成が求められている附属明細書(基本財産及びその他の固定資産の明細書等)が作成されていないので、社会福祉法人会計基準に準拠して作成すること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日付「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」25】</p>	平成28年 11月1日	指摘に従い、必要書類を作成しました。
本部会計	<p>(貸借対照表について)</p> <p>本部拠点区分の貸借対照表の普通預金の額と、銀行が発行する年度末の預金残高証明書の額が7,585円相違しているため、原因を究明のうえ、是正すること。</p> <p>【根拠法令等：平成28年3月31日 厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」第2条】</p>	平成28年 12月2日	一昨年度の決算で、残高証明を基本財産10,000,000円に本来ならば備考欄に解約時の利息金額が記入されているところ26年度の決算時の残高証明書には、7,585円の利息が基本財産に計上されていました。(別紙参照)。税理士さんと相談し、処理の報告を12月の理事会で報告をします。
本部会計	<p>(会計組織について)</p> <p>出納職員及び一部の拠点区分の会計責任者が任命されていないので、役割分担と責任の所在を明確にするため、当該職員を任命し、辞令等を交付すること。</p> <p>【根拠法令等：経理規程第7条】</p> <p>【添付資料：要③】</p>	平成28年 11月1日	<p>(別紙控え参照)</p> <p>各事業所の出納職員は、11月1日付けで、ソレイユの会計責任者については、10月1日付けで任命し、辞令を別紙のとおり交付しました。</p> <p>本部会計責任者について、平成28年度4月1日付けで任命しておりましたが、監査当日辞令の写しを提示できなかったため、その辞令の写しを添付します。</p>

注：この報告書には、下記のとおり、改善状況の内容が確認できる書類等を添付してください。

【添付資料：要③】 出納職員及び会計責任者への辞令等の写し

※上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。